

吉野町「地域クラブ」 ガイドライン

吉野中学校部活動検討協議会事務局

1. 地域クラブの設立

吉野町は、吉野中学校部活動を地域活動に移行するための受け皿として、令和 6 年度中に地域クラブを設立し、吉野町教育委員会（事務局）が運営をする。

令和 8 年 4 月に休日の全ての学校部活動を地域クラブへ移行することを目標とする。

2. 地域クラブの理念等

子どもたちがスポーツや文化芸術活動等の活動に親しむことができる環境を整備する。

地域クラブへの参加者は、従来から学校部活動に所属している中学生はもとより、今まで学校部活動に参加していない中学生など、参加を希望する全ての吉野中学校生徒を対象とする。

3. 吉野中学校部活動検討協議会

吉野中学校部活動検討協議会（以下「協議会」という。）は、国及び奈良県のガイドラインを踏まえて、長期的な視点で「持続可能なクラブ活動」のため、吉野町に最適な地域クラブ整備方法等を検討し、実行する。部活動の地域移行は目的ではなく、スポーツ・文化芸術活動を通じた『まちづくり』の考え方を大事にし、“「ひと」がつながり「ひと」が輝き「ひと」が潤う、感動生まれる吉野町”のもと、する側・教える側・支える側・観る側がつながる環境を目指す。地域クラブ設立及び運営に当たっては、部活動指導員や外部指導者を活用するとともに、以下に掲げる町内の関係団体と連携しながら、地域クラブの体制基盤整備に努める。

NPO 法人吉野スポーツクラブ、町体育協会、町スポーツ少年団、町スポーツ推進員
町文化協会、町 PTA 組織など

4. 地域移行に係わる情報発信

協議会・学校等は、生徒・保護者はもとより、関係団体等の関係者や住民に対し、部活動の地域移行に係わる情報等について周知し、理解と協力を得る。

町広報誌及び町ホームページなど（教育委員会事務局）

保護者会等で説明及び学校ホームページなど（教育委員会事務局・中学校）

5. 地域クラブの指導者

地域クラブの指導者は教育委員会（教育長）が任命する。

協議会及び教育委員会は指導者確保のために、地域のスポーツ・文化芸術活動を指導できる人材の把握、指導者の募集、県や近隣市町村との連携、指導者会の開催等を実施する。

地域クラブの指導者は、生徒が生涯を通じて活動に親しむ習慣の基礎を培うことができるよう指導に当たる。教育委員会は、地域クラブの指導者に対して指導・監督を行う。また、地域クラブの指導者は、学校と指導方針や生徒の活動状況に関する情報の共有を行う。

6. 活動場所の確保

協議会及び教育委員会は、地域クラブの活動場所として、公共のスポーツ・文化施設や、吉野さくら学園施設等を活用できるよう配慮する。

7. 地域クラブの「規約」の策定

協議会及び教育委員会は、地域クラブの規約を策定する。

8. 地域クラブ活動に係る費用負担の軽減

協議会を通じて、教育委員会は施設使用料を低廉な額とするなどの支援を行うとともに、経済的困窮家庭の生徒の参加費用の支援等の取組みを進める

以上